

青森市障がい福祉計画第6期計画素案の概要

第1章 計画策定の基本的考え方

◎計画策定の趣旨・位置づけを掲載します。(素案1ページ～3ページ)

- (1) 障害者総合支援法に基づき、
「青森市障がい者総合プラン（平成28年度～令和5年度）」の実施計画として
「青森市障がい福祉計画第6期計画（令和3年度～令和5年度）」を策定。
- (2) 国の基本指針に即して、
○障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標である「成果目標」を規定
○成果目標を達成するために必要となる「障害福祉サービス等の見込量」を規定。

◎第5期計画からの変更点等

- 令和2年4月に「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」を施行した旨を記載。
- 「青森市障がい者総合プラン」を令和5年度まで延長する旨を記載。

第2章 障がい者数等の推移

◎本市の障がい者の状況を掲載します。(素案4ページ～15ページ)

- (1) 障がい者数の推移（・人口と障がい者手帳交付状況 ・障がい別手帳交付状況 ・年齢別手帳交付状況
・身体障害者手帳の等級別交付状況 ・身体障害者手帳の障がい別交付状況
・愛護（療育）手帳の程度別の交付状況 ・重症心身障がい児（者）の内訳）
○人口に占める障がい者手帳交付者は増加：H28⇒R2 1.0%増（素案4ページ）
○障がい者手帳交付者の高齢化：H28⇒R2 65歳以上の割合は増加（素案6ページ）
- (2) 障害支援区分別認定者数の推移（素案11ページ）
○障害支援区分認定者の重度化：区分6の認定者数：H28⇒R2 24.4%増
- (3) 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数（素案13ページ）
○特別支援学級の児童・生徒数の増加：H28⇒R2 45.7%増

◎第5期計画からの変更点等

- 記載年度を直前年度に変更。

第3章 アンケート調査

◎障がい者及び障がいサービス事業者に実施したアンケート調査について、回答を掲載します。
(素案16ページ～29ページ)

I 回収結果（素案16ページ）

	障がい者（人）	事業所（件）
配付数	2,500	290
回収数	1,270	133
回収率	50.8%	45.9%

◎第5期計画からの変更点等

- (1) なし

II アンケート調査の結果（素案17ページ～29ページ）

障がい者アンケート

- 引き続き施設入所を続けたい人が過半数以上いる。(素案18ページ)
- 障害者支援施設において、今後退所が見込まれる方の数は、令和2年度から令和5年度までなしとなっている。(素案27ページ)
- 親なき後、介助や介護を頼む人がいない。(素案17ページ)
- 地域で生活するために必要と考える支援としては、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と回答した方の割合が高い。(素案19ページ)
- 一般就労されたかたの人数については、増加傾向にある。(素案28ページ)
- 障害児通所支援事業所等における、今後の重症心身障がい児及び医療的ケア児の受け入れ人数は増加傾向にある。(素案28、29ページ)
- 精神疾患を抱える人々が病気を悪化させず、地域で安定して暮らすには何が必要かについては、「福祉施設や作業所に通うこと」、「精神保健福祉士や保健師に相談ができること」の割合が高い。(素案21ページ)

事業者アンケート

- 事業運営のために改善したい課題については、「職員の資質向上」、「サービスの内容や質の向上」の割合が高い。(素案25ページ)
- 事業運営にあたって、行政等の関係機関のどのような支援が必要かについては、「職員の研修、職業訓練等への支援」、「行政との情報共有」、「事業運営に必要な情報提供」の割合が高い。(素案26ページ)

成果目標（第4章）

- I 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を図る。
- II 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築する。(県の設定項目)
- III 「地域生活支援拠点等が有する機能」の充実を図る。
- IV 「福祉施設から一般就労への移行等」を進める。
- V 「障害児支援の提供体制の整備等」を進める。
- VI 「相談支援体制の充実・強化等」を図る。
- VII 「障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制」を構築する。

第4章 成果目標

◎国の基本指針を基本として、令和5年度における目標値を設定します。

第5期

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行（素案30ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たった考え方	目標値	令和2年度見込
①計画期間内における地域生活への移行者数	平成28年度末時点の施設入所しゃ数の 9%以上 が地域生活へ移行することを 基本 とする。	平成28年度末の施設入所者数461人から42人が地域生活へ移行することを目指す。 【461人×9.0%=42人】	42人	21人
②平成32年度末の施設入所者数	平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減 することを基本とする。	基本指針数値を適用しない 多くの入所待機者があり、施設入所者数を減らすことは困難であることから、平成32年度末時点で、 平成28年度末の施設入所者数461人を上回らない ことを目指す。	461人を上回らない	452人



第6期

項目	基本指針	目標値設定に当たった考え方	取組等	目標値
①計画期間内における地域生活への移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数の 6パーセント以上 が地域生活へ移行することを 基本 とする	基本指針数値を適用しない 地域移行は 本人の意向があること、過去の計画では国の基本指針を下回る実績 となっていることから、 過去の実績最大数を上回る ことを目指す。	本人の意向を尊重 しながら、事業者へ地域移行を進めるよう周知。	23人を上回る
②令和5年度末の施設入所者数	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6パーセント以上削減 することを 基本 とする	基本指針数値を適用しない 多くの入所待機者があり、施設入所者数を減らすことは困難であることから、 令和元年度末の施設入所者数452人を上回らない ことを目指す。		452人を上回らない

II 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（素案31ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たった考え方	目標値	令和2年度見込
保健・医療・福祉関係者による 協議の場 を 設置	平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。	精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目指す。	設置する	設置済み



項目	国の基本指針	目標値設定に当たった考え方	取組等	目標値
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活人数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。	【県が設定】	「地域相談支援連絡会」において年度ごとに目標設定及び評価を実施	県が設定

III 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（素案32ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たった考え方	目標値	令和2年度見込
平成32年度末時点の 整備数	地域生活支援拠点等 について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 一つを整備 することを 基本 とする。	地域生活支援拠点等（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係機関と調整のうえ、整備を行うことを目指す。	1か所	1か所



項目	国の基本指針	目標値設定に当たった考え方	取組等	目標値
年1回以上の運用状況の検証	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その 機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討 することを基本とする。	令和2年度に地域生活支援拠点が設置 される。令和3年度以降、機能充実のため、運用状況の 検証及び検討を年1回以上実施 することを目指す。	自立支援協議会 において、運用状況の 報告及び検討 を行う。	年1回以上実施

第5期

IV 福祉施設から一般就労への移行等 (素案 33 ページ)

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	目標値	令和2年度見込
①平成32年度における年間一般就労移行者数	就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値については、平成28年度の一般就労への移行実績の 1.5倍以上 とすることを基本とする	平成28年度に施設から一般就労した人数24人の1.5倍(36人)となることを目指す。 (24人×1.5倍=36人)	36人	39人
②就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の 2割以上増加 することを旨とする	平成28年度末の利用者数57人から2割増の69人に増やすことを目指す。 【57人×1.2≒69人】	69人	69人
③就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を 全体の5割以上 とすることを旨とする	就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の5割以上となることを目指す。	5割以上	4割
④就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を 8割以上 とすることを基本とする	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上となることを目指す。	8割以上	8.5割



V 障害児支援の提供体制の整備等 (素案 35 ページ)

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	目標値	令和2年度見込
①平成32年度末における児童発達支援センターの設置数	平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	市内にはすでに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターが2か所(福祉型)	2か所	3か所
②保育所等訪問支援利用体制の構築	児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	1か所、医療型1か所)、保育所等への訪問により支援する保育所等訪問支援事業所が1か所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ2か所設置されている。	構築する	構築済み5か所
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	今後は、各々のニーズに応じた療育・教育の充実を図るため、望ましい提供体制のあり方等について検討する。	各2か所	各2か所
④平成30年度末における、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議場の設置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議場の設置	平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	設置する	R2年度設置



第6期

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組	目標値
①令和5年度における年間一般就労移行者数	就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値については、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27倍以上 とすることを基本とする。	令和元年度に施設から一般就労した人数35人の1.27倍(45人)となることを目指す。 【35人×1.27倍≒45人】	一般就労を希望、もしくは可能性のある障がい者に対し、相談支援専門員が適切な情報提供を行うことで一般就労につなげられるよう支援。 公共職業安定所や特別支援学校等との情報共有や連携 を密にすることで、事業主の障がい者雇用を働きかける。	45人
②就労移行支援事業から一般就労への移行者数	就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30倍以上 とすることを基本とする	令和元年度に就労移行支援事業から一般就労した人数17人の1.30倍(23人)となることを目指す。 【17人×1.30倍≒23人】		23人
③就労継続支援A型から一般就労への移行者数	就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26倍以上 を目指すこととする。	令和元年度に就労継続支援A型事業から一般就労した人数12人の1.26倍(16人)となることを目指す。 【12人×1.26倍≒16人】		16人
④就労継続支援B型から一般就労への移行者数	就労継続支援B型事業については概ね 1.23倍以上 を目指すこととする。	令和元年度に就労継続支援B型事業から一般就労した人数5人の1.23倍(7人)となることを目指す。 【5人×1.23倍≒7人】		7人
⑤就労定着支援事業等の利用者の割合	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、 7割以上が就労定着支援事業を利用 することを基本とする。	就労移行支援事業等を通じて一般就労した人のうち、 7割以上が就労定着支援事業を利用 することを基本とする。		7割以上
⑥就労定着率が8割を超える就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 とすることを基本とする。	就労定着率が8割以上の事業所が、全事業所の7割以上 となることを目指す。		7割以上

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組	目標値
令和5年度末における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 することを基本とする。	青森圏域の医療的ケア児支援体制協議の場において圏域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、 コーディネーターの必要数の配置 に努めます。	「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」において医療的ケア児のニーズを勘案し、必要人数の配置に努める。	配置する

第5期

VI 相談支援体制の充実・強化等【新規設定項目】(素案 36 ページ)

【国の基本指針】

障がい者等のニーズに対応する相談支援体制を充実・強化するため、**総合的・専門的な相談支援の実施**及び地域の

相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

これらの取組を実施するに当たっては、**基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討**する。

項目	目標値設定に当たっての考え方	目標値	実績値
—	—	—	—



項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組等	目標値
①障害の種別や各種のニーズに対応できる 総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる 総合的・専門的な相談支援の実施	障がい福祉担当課に福祉専門職員を配置 し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる 総合的・専門的な対応を実施 しており、今後更なる充実を目指す。	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制については、引き続き 現状の実施体制を確保 するとともに、さらなる充実・強化に向けて国の基本指針に基づき、 本市の実情に応じた基幹相談支援センター機能等の整備 について検討します。	随時実施 年1回以上実施
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言	地域の相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言の件数			
③地域の相談支援事業者の 人材育成の支援	地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数			
④地域の相談機関との 連携強化の取組	地域の相談機関との 連携強化の取組回数			

VII 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規設定項目】

(素案 37 ページ)

【国の基本指針】

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、法の定める目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、**障害者総合支援法の具体的内容を理解**

するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とするサービス等が提供できているか検証をおこなっていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、**請求の過誤を無くすための取組**や**適正な運営を行っている事業所を確保**することが必要となる。そこで、

これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	目標値設定に当たっての考え方	目標値	実績値
—	—	—	—



項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組等	目標値
①障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の 研修への市町村職員の参加人数	青森県が実施する障害福祉サービス等に係る 研修等に対して、本市職員が参加 を目指す。	県が行う研修等に本市職員が参加します。	参加する
②障害者自立支援審査支払等システム等による 審査結果を共有する体制	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と 審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果の活用を図るため、 事業者や関係自治体等と共有する体制の構築 を目指す。	請求の過誤の事例について 関係自治体と共有する体制の構築 を図り、事業所に示す機会を設けることで、事業所の適正な運営の確保に努めます。	構築する
③市が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する 指導監査の適正な実施 とその結果を 関係自治体と共有する体制	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する 指導監査の適正な実施 とその結果を 関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数 の見込を設定する。	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査は、すでに本市福祉部指導監査課が実施する体制を整えており、 指導監査の結果を関係自治体と共有する体制の構築 を目指す。	指導監査結果を関係自治体と共有する体制の構築 を図り、指導監査の適正な実施及び適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。	構築する

